

高所作業車（作業床10m未満） 運転特別教育開催のご案内

弊社のレンタルにつきましては、日頃格別のご愛顧、お引き立て賜り、厚くお礼申し上げます。

労働安全衛生法により標題の作業床高10m未満の高所作業車（高所における工事、点検等に使用される機械）は、特別教育を受けた者（修了者）のみが運転作業をすることになっております。この特別教育は事業主が責任を持って行うことになっておりますが、当社に置きまして各事業主様が実施される特別教育を下記要領にて受け持ち、この教育を受けていただくことにより、特別教育修了者と認定させていただくと共に修了証を発行させていただきます。貴社従業員様に、この機会に是非ご受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 講習日時 令和8年1月24日（土）8:30～18:00（受付8:00～）
※お申込みが10名に満たない場合、日程を変更する場合がございます。
2. 講習会場 マツオカ建機株式会社 みえ川越高松センター
〈三重県三重郡川越町高松969-2〉
3. 受講料 15,400円（消費税込み）※テキスト代含む
4. 受講資格 18歳以上で、日本語のテキストおよび講習内容を読解・理解のできる方
※自動車運転免許をお持ちで無い方は追加講習（1時間程度）がございます。
5. 持ち物 ・身分証明書（運転免許証）のコピー
※運転免許証をお持ちでない場合、健康保険証のコピー又は事業主の
証明書のコピーをご用意ください。
※修了証を発行する際、情報確認に使用させていただきます。
・ヘルメット、安全帯、雨具（雨天時）
6. 申込方法 ① WEBにてご予約をお願い致します。
<https://coubic.com/mkenki#pageContent>
予約受付開始日時 令和7年10月27日（月）11時～
② 受講料は開催日の2週間前までを目途にお振込みください。
金額 : 15,400円×受講人数分
振込先口座 : みずほ銀行／四日市支店／当座 127906
(口座名義) マツオカ建機株式会社
※振込み手数料はお客様のご負担でお願い致します。
※講習当日キャンセルの場合は受講料総額より諸経費（2,000円）を
差し引いた金額でご返金致します。

申込書類とご入金の確認でき次第、受付完了となります。

らくらく
WEB予約

